

# インターネット通販（EC）サイト作成支援事業委託業務

## 企画提案コンペ参加仕様書

### 1 委託業務名

インターネット通販（EC）サイト作成支援事業委託業務

### 2 事業主体

三重県

### 3 委託業務の目的

新型コロナウイルスの感染拡大により経済が停滞するなか、インターネット通販サイト（以下「ECサイト」という。）を持たない県内事業者を対象にECサイト作成を支援することにより、県産品の販売・流通を促進し、事業者の経営安定を図ることを目的とする。

### 4 契約期間

契約締結日から令和3年3月5日（金）まで

### 5 契約上限額

7,865,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 6 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと
- (6) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、委託者からの要請により速やかに対処できる者であること

### 7 質問の申請及び回答に関する事項

- (1) 本件に関する質問（企画提案の手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の企画提案及び契約に関する一切の事項）がある場合は、次のとおり文書により行うこと。

ア 申請期限 令和2年5月18日（月）12時まで（必着）

イ 提出場所 下記21に示す所属

ウ 提出方法 質問申請書（第3号様式）を電子メールにより提出

※ 質問申請書を電子メール送信したときは、必ず上記イまで電話連絡をすること。

(2) 質問内容に対する回答は、令和2年5月20日（水）17時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。

なお、質問申請提出の有無にかかわらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページを確認すること。

(3) 本件の事項その他に関し疑義がある場合は、下記21に示す連絡先に説明を求めること。企画提案コンペ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

## 8 提出を求める企画提案資料及び提出部数

次に掲げる企画提案書類は、A4サイズを使用すること（A3サイズによる折り込み可）。提出書類の部数は下記のとおりとし、うち1部には会社印及び代表者印を押印すること。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式） 1部

※次に掲げるいずれかの書類も1部添付。

① 法人にあつては、「登記簿謄本」又は「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、「代表者事項証明書」の写し

② 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

※ 企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は委任状（第2号様式）を添付すること。

(2) 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

企画提案書には、業務仕様書の内容を踏まえ、以下の内容を簡潔に示すこと。

また、企画提案書は、両面印刷のうえ長辺を綴じて50ページ以内で作成し、それぞれに以下の項目ア〜クごとにインデックスを添付すること。なお、提出した企画提案書について説明を求められた場合は、これに応じること。

ア ECサイト作成システム

- ・事業者操作画面（イメージ）
- ・事業者操作手順（イメージ）
- ・使用できる機能
- ・設定可能な項目（商品情報表示、支払方法、配送業者等）

イ ECサイト

- ・閲覧者（購入者）操作画面（イメージ）※パソコン画面とスマートフォン画面いずれも提示すること
- ・閲覧者（購入者）操作手順（イメージ）
- ・使用できる機能

ウ ECサイトの作成支援

- ・ECサイト作成システム操作マニュアル（イメージ）

- ・サポート体制
- エ 実施スケジュール
  - ・実施スケジュール（案）
- オ 業務の実施体制
  - ・障害発生時のサポート、サーバー（クラウド）の保守管理
  - ・業務実施体制（実施責任者、担当者の役職、氏名）
  - ・業務に関連するその他の組織等との連携体制
- カ 契約期間終了後のイメージ
  - ・契約期間終了後に EC サイトの継続使用を希望する事業者がいた場合の契約条件・体制等
- キ 提案事業者の概要
  - ・組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）
  - ・自社パンフレットでも可
  - ・過去に類似業務を実施した実績がある場合は資料を添付
- ク その他の提案
  - ・その他アピールポイントについて

(3) 見積書 8部（正本1部、副本7部）

※見積書は、以下の内容に留意し提出すること。

- ア 見積価格は、消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100に相当する金額）とすること。
- イ 見積価格は、本業務の履行に要するすべての経費を含め記載すること。
- ウ ECサイト作成数が150件に満たなかった場合の協議の参考とするため、
  - ①ECサイト作成数が80件であったとき
  - ②ECサイト作成数が120件であったときの金額も別途参考見積として提示すること。

## 9 企画提案資料の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和2年5月26日（火）12時まで
- (2) 提出先 下記21に示す所属
- (3) 提出方法 郵送又は持参

※ メール、FAXによる提出は不可とする。

※ 郵送の場合は、上記（2）まで電話連絡すること。

## 10 最優秀提案者の選定・評価方法に関する事項

### (1) 選定方法

別に設置する「インターネット通販（EC）サイト作成支援事業委託業務企画提案コンペ選定委員会」が、11に示す評価基準に基づき審査し最優秀提案を選定する。

審査は、第1次審査（書類による適否審査）及び第2次審査（提案者によるプレゼンテーション）を実施するものとする。

## (2) 第1次審査（書類による適否審査）の実施

提出された企画提案書等の内容の書類審査を行う。第1次審査により、不適格とされた企画提案書等は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

第1次審査の結果については、令和2年5月下旬に各提案者に対して文書にて通知する。なお、企画提案書等の提出件数が5件に満たない場合は、第1次審査を省略する。

## (3) 第2次審査（提案者によるプレゼンテーション）

第1次審査にて選定された企画提案書の審査を行うため、原則として以下のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時 令和2年6月3日（水）午後

イ 実施場所 三重県庁 8階 雇用経済部会議室

ウ その他

① プレゼンテーションは、提案者本人が行うものとする。ただし、事前に委任状（第2号様式）を提出し、代理人にプレゼンテーションについて委任しているときは、その代理人によるものとする。

② プレゼンテーションの詳細な時刻等については、別途調整のうえ、企画提案書等を提出した全ての者に電子メールにて連絡する。

③ 提案者によるプレゼンテーションは、選定委員会の質疑に対する応答を除き8分以内とする。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、提案者によるプレゼンテーションを行わず、書面審査となる場合があるため留意すること。

## (4) 審査結果の通知

令和2年6月上旬に各提案者に対して文書にて通知する。

## 11 最優秀提案を選定するための評価基準に関する事項

以下の項目等により、企画提案書等を総合的に評価して選定する。

ア 機能性・ユーザビリティ（使用性）

・ECサイト作成システムは、事業者自らが簡便な操作によりECサイト作成（更新）・公開できるようなシステムであるか。

・ECサイト作成システム及びECサイトは、事業者及び閲覧者に利便性の高い機能を搭載しているか。

イ 構成・デザイン

・作成できるECサイトは、閲覧者へ効果的に情報が伝わる構成・デザインとなっているか。

ウ 実施スケジュール・業務実施体制

・業務の実実施スケジュールは妥当か。

・業務執行体制は適切な体制となっているか。

エ 経済性

・業務内容と比較し、費用対効果の観点から効率的なものとなっているか。

・契約期間終了後に事業者がECサイトを継続使用させる場合の契約条件について、事業者の負担軽減に努めているか。

## 12 最優秀提案者に提出を求める書類に関する事項

最優秀提案者にあつては、上記 10（4）の通知を受けた後に、以下の書類を提出すること。

### （1）提出書類

- ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- ウ 過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

（2）提出期限 別途通知する。

（3）提出場所 下記 21 に示す所属

（4）提出方法 郵送又は持参

## 13 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- （1）企画提案コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- （2）提案者が当該企画提案コンペに対して 2 以上の提案をしたとき。
- （3）提案者が他人の提案の代理をしたとき。（委任状による委任を受けている場合を除く）
- （4）参加に際して事実と反する申込み又は提案などの不正行為があったとき。
- （5）見積書の金額又は企画提案書もしくは見積書の重要な文字を訂正したとき。
- （6）住所（所在地）、商号又は名称、押印を欠く見積書を提出したとき。
- （7）重要な文字の誤脱、又は識別しがたい企画提案書又は見積書を提出したとき。
- （8）提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- （9）その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 14 契約方法に関する事項

（1）契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。

（2）契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当すると

きを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合がある。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。

(4) 契約は、三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課において行う。

## 15 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 16 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

## 17 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 18 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 19 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする

ウ 発注所属に報告すること

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 20 その他

(1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。

(2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。

(3) 提出のあった企画提案資料は返還しない。

## 21 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班

TEL : 059-224-2458 FAX : 059-224-2078 E-mail : syokusan@pref.mie.lg.jp